

第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

①第三者評価機関名

福島県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

SK18027・3103、1909、2807

③施設の情報

名称：はる	種別：母子生活支援施設	
代表者氏名：施設長 齋藤 綾子	定員（利用人数）：10世帯 (9世帯、26人)	
所在地：福島県会津若松市一箕町大字亀賀字藤原22番16		
TEL：0242-23-4360	ホームページ： http://tachiaoi.or.jp/	
【施設の概要】		
開設年月日：平成29年7月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 たちあおい		
職員数	常勤職員：7名	非常勤職員 1名
有資格職員数	(資格の名称) 名	
	社会福祉士 1名	
	精神保健福祉士 1名	
	保育士 3名	
	准看護師 1名	
	栄養士 1名	
	手話通訳士 1名	
施設・設備の概要	(居室数)	(設備等)
	居室1DK(4.5畳+DK) 5室	保育室、静養室、学習室、集会室
	居室1K(8畳+K) 5室	
	※浴室、トイレ、エアコン、IHクッキングヒーター付	

④理念・基本方針

【理念】

- ・一人ひとりの願いが実現できる社会を目指す
- ・一人ひとりの尊厳ある暮らしの実現を目指す
- ・地域における社会福祉法人の役割を自覚し、開かれた法人運営のもと地域貢献を積極

的に果たしていく

- ・地域と共に「すべての人が安心して暮らし続けられる社会」の実現を目指す

【基本方針】

- ・母と子が地域社会の一員として、自立した生活ができるよう支援する
- ・障がいのある方が、仕事を通し、夢を持ちつつ安定した暮らしができるよう支援する
- ・高齢者の方がいきいきと自分らしい暮らしができるよう支援する
- ・すべての方の人権を尊重し、尊厳ある暮らしができるよう支援する

⑤施設の特徴的な取組

平成 29 年 7 月の開設から 3 年が経過し、経験も浅い中、母子の自立生活実現において重要な要素である就労について、特に力を入れて取り組んでいる。

また、様々な背景要因を持つ母親に対して、その個別の特性に合わせて、本人の意思を尊重する伴走型の支援を行っている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 2 年 7 月 2 0 日（契約日） ～ 令和 2 年 1 2 月 4 日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	初回

⑦総評

◇特に評価の高い点

【入所者との信頼関係の構築について】

権利侵害や複雑な家庭環境等から発生した生活課題を持った母子の自立生活支援をめざした施設であることの認識を持ち、入所時から自立生活の開始となる退所をめざした支援に取り組んでいる。母子それぞれの定期面談にとどまらず、常に様子を細かく観察し、小さな変化にも気づいて積極的に声かけしたり、随時の面談をするなどして、丁寧な支援につながっている。日常的な関りの中で入所者からは何でも相談できる存在、助かる存在として受け止められており、効果的な信頼関係が構築されている。

【公益性を意識した地域貢献活動への取組と社会資源の活用について】

法人として高齢者福祉関連事業、障がい者福祉関連事業を展開しており、地域に必要な存在としてあり続けるため、地域の既存団体や機関と協力しながら地域貢献活動に積極的に取り組んでいる。それらの活動でつながった団体・機関や人材を、更に母子生活支援施設の社会資源と位置づけ、行事等の企画に活用したり、ボランティアとして母子の支援に協力してもらうなど、効果的なネットワークの形成や社会資源の活用に取り組んでいる。

◇改善を求められる点

【中・長期計画に則った事業運営と人材育成について】

法人発足から日が浅いこともあり、中・長期計画等の策定はなく目の前の利用者支援を最優先に事業展開している。中・長期計画は、法人理念や基本方針の実現に不可欠であり、単年度の事業計画との関連は勿論のこと、把握した地域ニーズに基づく新たな福祉サービスの実施や施設整備、人材育成といった観点からも重要な存在であるため早期の策定が望まれる。

また、サービスの質の向上と人材育成は密接に関係しており、優秀な人材を育むことは安定的な事業運営につながることを理解し、職員一人ひとりの目標管理と総合的な人事管理の仕組みを構築し、中・長期計画のもと適切に実行されることが望まれる。

【業務全体を俯瞰した業務・書式の整理と実践の体系化について】

施設運営の中で、各々が各種書式を用いて記録しているものの、業務の関連性や目的にかなったものを吟味して使っている状況になく、記録としての役割が十分発揮されていないものも散見される。「3年間頑張ってきた」段階から、今回受審を経験したところで3年間を振り返って整理するといった段階に移行し、業務をPDCAサイクルに基づいて整理するとともに、規程や手引き等を体系的に位置付けて内容の充実に取り組むことを期待したい。

【目的に応じた会議や研修会の開催について】

職員全員が参加する職員会議を毎月2回開催している。その会議の時間には情報共有、情報伝達、研修参加報告、行事計画や実施後の反省会、ケース検討等、様々な目的のものを位置付けて行っている。すべてを包括して「職員会議」とせず、職員会議としての議題とその他の研修参加伝達、ケース会議、研修会等目的を明確にして会議の名称を分けてメリハリのある会議とすることが望ましい。更に、目的にかなった資料を用いて各会議を実施し、記録を残す習慣をつけていくことが望まれる。

【権利擁護の理解と実践の促進について】

施設利用の背景要因について職員が理解しようと努め、入居者の揺れる思いに寄り添う姿勢は評価できるが、権利擁護の視点を備えた専門性に基づく支援には至っていない。また、権利擁護実践を目指した各種の規程等も用意されているものの、内容として十分とは言えないため、今後は、規程の中身を検討することで理解を深めるとともに、職員研修を通じて専門性の高い実践につなげていくことを期待したい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

法人設立及び施設開設から3年が経過し、今般初めて第三者評価を受審しました。法人としては、施設運営を軌道に乗せることを主眼として、この3年余りを取り組んできましたが、今回の受審により児童福祉施設として、母と子への専門的な支援及び記録等、不十分な点が多々あることを認識しました。

今後は今回のご助言を踏まえ、より良い支援につながるよう、一つ一つの課題に丁寧

に取り組んでまいります。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（45項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※判断基準（a、b、c評価）の定義

「a 評価」：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態

「b 評価」：a に至らない状況、多くの施設・事業所の状態、a に向けた取組みの余地がある状態

「c 評価」：b 以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針を確立・周知している。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針を明文化し、周知を図っている。	a・①・c
<コメント> 「母と子の自立した生活に向けた支援」を基本方針に掲げ、理念と基本方針をホームページに掲載するなど明文化している。理念と基本方針は職員会議資料やネーム裏に印字することで職員が常に意識できるよう周知徹底している。 利用のしおりにはルビがふられており、入所時に母親に配布し説明しているが、子ども向けの分かりやすい資料はないため、今後は、必要な情報のみを抜粋した子ども向けの利用のしおりを作成するなど更なる工夫が望まれる。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握・分析している。	a・②・c
<コメント> 児童福祉施設長研修会に参加するほか、市の地域福祉計画や子ども・子育て支援事業計画等を閲覧するなど関係する福祉の動向について情報の把握に努めている。 しかし、情報収集した後の分析までは至っていないため、まずは、自分たちに必要な情報を整理した上で、収集から分析までの一連の流れを確立してほしい。		

③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>経営状況については、毎月の業務評価・改善委員会で報告し情報の共有を図っているが、報告内容は収支状況が中心であり、課題の明確化や改善策の協議には至っていない。</p> <p>経営課題は収支状況のみならず、施設整備や人員体制など多角的な視点が求められ、改善に向けては職員参画のもと共通意識を持って取組むことが必要であることから、今後は経営課題シートを活用した組織的な取組に期待したい。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画を明確にしている。		
④	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画を策定している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画は理念や基本方針を実現していくための指標であり、事業を継続的・安定的に展開していくために必須であることから早急な策定が望まれる。</p> <p>また、計画の裏付けとなる収支計画についても併せて策定することが望まれる。</p>		
⑤	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画を策定している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は実現可能な具体的な内容で策定されているが、数値目標などは示されていない。また、中・長期計画が策定されていないためそれを反映したものになっていない。</p> <p>単年度の事業計画は、中・長期計画を達成していくための具体的な計画であるため、まずは単年度事業計画の基となる中・長期計画を策定することが望まれる。</p>		
I-3-(2) 事業計画を適切に策定している。		
⑥	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画策定過程や評価・見直しについて、職員参画のもと行われている記録を書面で確認できなかった。</p> <p>また、事業報告が事業計画に準じていないため適正に評価できておらず、次年度の計画に反映していない。</p> <p>職員への周知も事業計画の配布のみに留まっているため、策定段階から職員が参画することで各事業への理解を進め、共通の目標のもと事業を展開することが望まれる。</p>		
⑦	I-3-(2)-② 事業計画を母親と子どもに周知し、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年4回開催している母の会で居住環境整備にかかるチラシや年間行事等について周知、説明している。</p>		

しかし、行事計画の説明が中心で、事業計画の周知は行っていないため、今後は事業計画の主な内容をまとめた資料を作成するとともに、母親だけでなく子どもにも伝わるような工夫を加えるなど、理解を促す取組が期待される。

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組を組織的・計画的に行っている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組を組織的に行い、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ケース検討会において自立支援計画に基づく適切な支援が実施されているか確認しているが、PDCAサイクルを意識した取組になっていない。</p> <p>また、年1回以上の自己評価を実施していないため、毎年の自己評価の実施と評価結果の分析を行い、改善に向けた取組が職員参画のもと組織的に展開されることが望まれる。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月2回開催している職員会議に、個々の職員が抱える課題や施設として改善すべき課題等を事前に提出することで職員間で課題の共有化・明確化を図っている。</p> <p>しかし、改善課題の解決に向けた取組には至っていないため、業務評価・改善委員会を有効に活用するなど、改善に向けた取組を計画的に実施することで、より良い養育・支援につながることに期待したい。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任を明確にしている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>運営規程や事故発生時・緊急時の対応マニュアル等に施設長の役割と責任、不在時の権限委任について明記している。</p> <p>しかし、職員への表明や広報誌等での周知は行っておらず十分な取組とは言えないため、職員会議の場の活用など更なる周知の徹底が望まれる。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p>		

<p>パソコン共有サーバーに遵守すべき法令等がまとめられ、職員はいつでも閲覧できるようにしている。また、就業規則や経理規程など各種規程もファイルに綴られているが、職員への周知は不十分である。</p> <p>施設長は、関連する法令等の研修に積極的に参加することで法律・法令への理解を深め、その内容を職員へ周知・伝達するとともに、遵守すべき取組が施設内で行われているか確認することが望まれる。</p>		
<p>Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップを発揮している。</p>		
12	Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設内研修の開催や積極的な外部研修への参加を通じて職員の養育・支援の専門性向上に努めている。また、施設長は小・中学生のオンラインでの学習支援の継続を指示するなど、把握した課題の改善に取り組んでいる。</p> <p>今後は、全国の母子生活支援施設の先駆的な取組を参考にしながら、職員の意見を取り入れ、支援の質の定期的、継続的な評価・分析を行うことで更なる質の向上に期待したい。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>業務評価・改善委員会で経営課題の明確化を図っている。</p> <p>しかし、業務評価・改善委員会は財務状況に関する課題改善に特化しているため、本委員会において人事や労務等についても検討するとともに、職員間でも共通の課題認識が行われるよう周知へ向けた取組への強化が求められる。</p> <p>また、今後は作成した経営課題シートを有効に活用することで職員の理解と協力のもと、業務の実効性を高める取組が期待される。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制を整備している。</p>		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画を確立し、取組を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>人材の確保・育成に関する方針及び計画が策定されており、母子支援員や少年指導員など加算職員の配置にも積極的に取り組むなど、必要な福祉人材の確保や人員体制が確立できている。</p> <p>今後は、基幹的職員や心理療法担当職員等の配置を検討するなど、専門機能を発揮し、互いに連携して支援に取り組む体制にも期待したい。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>人事考課表が作成されているが実用化に至っていない。</p>		

<p>職員自らが将来の姿を描けるようキャリアパス制度を活用するなど、組織として総合的な人事管理体制を構築するとともに、職員の意向や意見を聴取できるよう面談を実施するなど積極的にコミュニケーションを図る取組にも期待したい。</p>		
<p>Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮している。</p>		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>シフト作成時には職員から希望を聴取しており、また、有給休暇取得計画・実績表により休日を管理するなど、職員が働きやすい職場づくりに努めている。</p> <p>しかし、職員との定期的な面談の実施はなく、職員の要望を十分に把握できていないため、今後は個別面談の機会を設けるなど職員がより意欲的に業務を遂行できるような環境整備が望まれる。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制を確立している。</p>		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員との面談を実施しておらず、職員一人ひとりの目標管理も行っていない。</p> <p>職員を育成することが提供するサービスの質の向上につながることを意識し、目標の設定と進捗状況の確認、評価を行うといった目標管理制度を早急に構築することが望まれる。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画を策定し、教育・研修を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員教育・研修基本方針及び計画において、期待される職員像や必要な資格を列挙しており、年間研修計画に基づく研修受講となっている。</p> <p>しかし、年間研修計画は外部から案内があったものに対する受講計画に留まっているため、職員一人ひとりの経歴や資格、担当業務などを考慮し、関連性・継続性を持った個別の研修計画の策定が望まれる。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会を確保している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりの研修履歴が管理され、職務に応じた研修を受講する機会が確保されている。また、受講後は復命書での報告と職員会議で振り返りの機会を設けることで職場全体で学びを深められるよう取り組んでいる。</p> <p>しかし、職場教育の一環であるOJTについて、評価シートを作成したものの運用には至っていないため、今後はシートを活用した教育の充実が望まれる。併せて、日頃からつながりのある学識経験者と連携し、スーパービジョン体制を構築することで職員の専門性の更なる向上に期待したい。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成を適切に行っている。</p>		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c

<p><コメント></p> <p>実習生等受入規程が整備され、それに基づく受入れが実施されている。また、プログラムは養成校と施設長・主任が相談し、作成している。</p> <p>しかし、実習生の受入れに関するマニュアルが整備されていないため、実習生へのオリエンテーションや母親と子ども、職員への事前説明等についてマニュアルに沿った対応になっていない。</p> <p>今後は、実習生を受入れる意義を明確にし、児童福祉分野の人材育成の観点からも、全職員が共通の認識のもと受入れを行えるようマニュアルの整備と体制の強化が望まれる。</p>	
---	--

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組を行っている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページに理念や基本方針、現況報告や申出のあった苦情への対応について公開されている。</p> <p>なお、広報誌を作成しているが配布は施設内に限定しているため、今後は内容の充実を図り、発信する範囲を拡大することで、施設の役割や活動を地域住民に理解いただくことに期待したい。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>経理規程により会計責任者、出納職員が定められており、法人監事による内部監査を実施するなど内部牽制体制が整備されている。</p> <p>また、適切に会計処理を行うため税理士と顧問契約を締結しているが、指摘を受けた改善事項については記録・文書化し、担当職員は課題を明確化したうえで改善に取り組むことが望まれる。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係を適切に確保している。		
23	II-4-(1)-① 母親と子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>理念や基本方針の中で地域との関わり方に関する基本的な考え方を明文化している。</p> <p>また、地域交流スペースの貸出など施設が有する機能の解放や施設行事を通じた地域住民との交流、体験学習への参加など、母親と子どもが地域社会との関係性を維持するための取組を積極的に行っている。</p>		

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ボランティア受入規程、マニュアルを整備している。希望者には事前に施設を見学してもらい、施設の特徴や入所者への配慮など留意点を理解してもらった上で活動できるよう努めており、ボランティアの受入れを通じて母親と子どもが地域社会とつながる機会を確保できるよう努めている。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携を確保している。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携を適切に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画に退所後の生活の見立てが示され、必要に応じて福祉事務所や児童相談所等とケア会議を開催している。</p> <p>なお、自立した社会生活を実現できるよう各種相談機関の連絡先を一覧にまとめているが情報の更新が必要であり、利用者には提供されていないため、今後は定期的に開催している母の会等で積極的に情報を発信し、有益に活用されることに期待したい。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>町内会に加入し、地区の新年会に施設長が出席するなど日頃から住民との交流を図っている。</p> <p>今後は、交流イベント時にアンケートを実施するなど積極的に地域住民の声を聴取するよう努め、地域の生活課題の把握に向けた取組に期待したい。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>把握した福祉ニーズに基づき、区長会や民生委員等の協力を得ながら男性の引きこもり防止を目的にサロンを立ち上げ活動している。毎月の活動内容は、市社会福祉協議会や関係する福祉団体と企画・協力し、積極的に取り組んでいる。</p> <p>しかし、毎年の事業計画に公益的な活動への取組が位置付けられていないため、明文化するとともに、母子生活支援施設の専門機能を活かした取組が望まれる。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援

	第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 母親と子どもを尊重する姿勢を明示している。	

28	Ⅲ-1-(1)-① 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>倫理綱領の基本理念に「私たちは、母と子の権利と尊厳を擁護します。」と明示するとともに、法人の基本方針として「母と子が地域社会の一員として、自立した生活ができるよう支援する。」と明文化している。</p> <p>しかし、職員間で共通理解をもつ取組み等が不十分であるため、今後は、子どもの権利について共通理解をもつ取組を徹底するとともに、母親と子どもの尊重や基本的人権への配慮の状況に関する把握・評価を行い、必要な対応を行ってほしい。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>個人情報保護規程は整備されているが、プライバシー保護に関する姿勢等を記載した規程やマニュアルがないので早急に作成し、職員へ周知徹底したうえでプライバシー保護に配慮した養育・支援がされているか点検することが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）を適切に行っている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>理念や基本方針、支援内容等をまとめた利用のしおりにより入所予定の母親を対象に説明しているが、記載している情報の内容と、子どもへ直接情報を伝える取組が不十分である。</p> <p>今後は、プライバシー保護や学習支援等についても説明するとともに、子ども向けの利用のしおりを作成するなどして、直接子どもとコミュニケーションをとりながらの説明も行ってほしい。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>支援の開始・過程における支援内容の説明は、個別自立支援計画により見直し内容も含め母親に説明を行い、母親からの同意を得てその過程を記録している。</p> <p>また、子どもに対しては学習支援の内容や1日の生活時間・内容を表や絵カードを活用して説明している。</p> <p>今後は、自立支援計画の新規作成や見直し時に、子どもの自己決定に十分配慮した上で、支援の具体的な内容や日常生活に関する事項などをわかりやすく説明するとともに、主体的な選択のもとで同意を得たことを記録に残してほしい。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>退所に向けた支援内容と退所後の支援内容を合わせて母親と話し合う中で、「退所後の家庭訪問」「電話・来所による相談支援」「退所後に問題が発生した場合の相談場所」について定</p>		

められた様式により記載している。		
退所後は、家庭訪問や電話による確認を基本に支援を行っており、定められたアフターケア記録様式に対応内容を記録している。		
今後は、退所後の支援内容や相談方法・担当者等を記載した文書を作成し、母親と子どもへ説明したうえで渡してほしい。		
Ⅲ-1-(3) 母親と子どもの満足度の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 母親と子どもの満足度の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>母の会を年4回開催し、母親と職員が話し合う中で直接生の声を聴くとともに、母親と子どもを対象に必要なに応じて個別面談を行い満足度を把握している。</p> <p>今後は、把握した満足度をもとに支援内容の評価を行い、改善課題の発見や改善策検討を職員と母親・子どもが協働して行う場や仕組みを作ってほしい。</p>		
Ⅲ-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制を確保している。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情対応規程・苦情対応マニュアルにより苦情解決の仕組みが作られており、苦情が寄せられた時はその対応を施設内に掲示しているが、第三者委員の活用が不十分である。</p> <p>今後は、第三者委員へ苦情を申し出ることができることを利用のしおりに記載した上で説明と掲示を行うとともに、苦情対応マニュアルを見直し、第三者委員への報告や話し合いを行ってほしい。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>日常的な言葉かけを行い、話しやすい雰囲気づくりに努めるなど、相談や意見を言いやすい環境を作っている。</p> <p>利用のしおりに悩み事・困りごとなどはいつでも職員へ相談できることや相談室や意見箱の利用について記載しているが、母親への説明のみになっている。</p> <p>今後は、子ども向けの利用のしお리를作成するなどして子どもへ直接説明し、相談や意見をいつでも誰にでも言えること等、子どもでも理解できるような取組を行ってほしい。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>意見箱を設置するほか個別面談等により母親や子どもからの相談や意見を把握し、意見処理手順書に従って処理する仕組みとなっており、意見への回答・掲示もされている。</p> <p>しかし、対応に関する話し合いが不十分な面もあるため、把握した相談や意見への対応、手順書の見直しについて検討・協議する場を明確にし、組織的に対応することが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組を行っている。		

37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制を構築している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>リスクマネジメントに関する責任やリスクを検討・協議する場の位置づけが不明確であり、事故やヒヤリハット事例の収集も行われていない。</p> <p>今後は、事故やヒヤリハット事例の収集を行い、その分析と再発防止策の検討を行うリスクマネジメント体制を整備し、安心・安全な支援の実施につなげることが望ましい。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人として感染症対策委員会を設置し、感染症対策の責任者は施設長としている。感染症対策マニュアルを作成するとともに、感染症予防に関するチラシを母親へ配付し周知している。感染症の発生が疑われた事案もあったが、病院や保健所との連携のもとで対応した。</p> <p>今後は、感染症予防や安全確保に関する学習会を定期的に行うとともに、マニュアルの見直しを行うなど取組を充実してほしい。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人として防災計画及び事故・緊急時対応マニュアルを作成し、法人全体では年2回消防署と連携した避難訓練を実施している。施設としては防災マニュアルを作成し、毎月母親と子どもが参加した避難訓練を実施している。</p> <p>今後は、施設と入所世帯ごとに備蓄するリストをそれぞれ作成し必要な備蓄を行うとともに、施設内で生活が出来なくなった場合も想定した上で事業継続計画（BCP）を定め、必要な対策・訓練等を行ってほしい。</p>		

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 支援について標準的な実施方法を文書化し、支援を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>母子生活支援施設運営ハンドブック（厚労省作成）を標準的な実施方法として支援を実施している。</p> <p>今後は、施設にあった標準的な実施方法を職員参画で作成し、理解を深める学習会を行うとともに、実践的な実施方法に基づいて支援が行われているか確認する仕組みをつくってほしい。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p><コメント></p>		

<p>標準的な実施方法について、施設として組織的に検証・見直しを行う仕組みを作るとともに、内容の見直しや定期的な検証を母親と子どもからの意見や提案を反映しながら行ってほしい。</p>		
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画を策定している。</p>		
42	<p>Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所当初に決められた様式により母親を中心としたアセスメントが行われ、自立支援計画を策定しているため、子どもの自立支援計画が不十分な内容となっている。</p> <p>今後は、アセスメント様式を見直すなどして、母親と子どもを別々にアセスメントし、子どものニーズを反映した個別自立支援計画の策定を行うことが望ましい。</p>		
43	<p>Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画の見直しは、原則3か月ごとに実施している。さらに、母親や子どもの病気・事故等緊急時は随時ケア会議を開催し評価・見直しを行っているが、組織的な仕組みを定めて実施していない。</p> <p>今後は、職員間で話し合うことや母親と子どもの意向把握と同意を得る流れ等手順を組織として定めた上で計画の評価・見直しを行うとともに、見直した経過と内容を記録として残し、職員間で共有する取組が望まれる。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 支援の実施の記録を適切に行っている。</p>		
44	<p>Ⅲ-2-(3)-① 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録を適切に行い、職員間で共有化している</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>支援の実施記録は母親と子どもに関し一つのモニタリングシートに記録し、パソコンネットワークシステムによりパソコン上で職員間の共有を行っているが、記録内容や書き方に不十分な内容が見受けられた。</p> <p>今後は5W1Hを意識した記録作成に努めると共に、適切な記録の技術を習得するための研修会や学識経験者からの助言を得るなどの機会をつくり、支援の向上につなげていくことを期待したい。</p>		
45	<p>Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人の個人情報保護規程及び文書保存規程により、施設における記録を管理し、利用者個人ごとのファイルにまとめ、施錠できる書庫に保管・管理を行っている。</p> <p>保護者には利用のしおりの記載内容をもとに他の入所者の個人情報の取り扱いを注意喚起している。</p> <p>しかし、職員に対する教育や研修が不足しているため、今後は記録の管理について個人情報保護の観点から定期的に学習する機会をもち、職員教育と更なる管理の徹底に取り組んでほしい。</p>		

内容評価基準（27項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A-1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 母親と子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 母親と子どもの権利擁護に関する取組を徹底している。	a・㉔
<p><コメント></p> <p>定期的な母親と子どもとの面談の他、問題が発生した時には随時面談を行い自己の権利への意識が高まるよう対話している。また、法人としての権利擁護・虐待防止対応規程を策定しており、必要に応じてパソコン内共通ファイルで確認できるようにしている。</p> <p>しかし、権利擁護に関する内容が乏しく、虐待の防止並びに発生時の対応についても法令遵守の観点から適切な規程になっていないため、今後は規程の内容について改めて吟味し、実践に活かせるものに作り上げていくことを期待したい。</p>		
A-1-(2) 権利侵害への対応		
A②	いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起らないよう権利侵害を防止している。	㉕・c
<p><コメント></p> <p>権利侵害行為等について虐待防止対応規程に列挙されており、不適切な行為があった際の対応や処分についても就業規則等で定められている。</p> <p>本人の要望が施設内のルールに触れるようなことが発生した場合には、本人との話し合いや職員会議での協議を重ね、最大限に本人の権利行使を支援できるよう丁寧に取り組んでいる。</p>		
A③	A-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や母親と子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a・㉖・c
<p><コメント></p> <p>日頃から気軽に話してもらえる関係づくりに努めていて、相談があった際にはじっくりと話を聴き、職員会議等で迅速に対応を話し合って対処している。</p> <p>また、職員が母親の様子を観察していたことで異変に気づき、職員が声をかけることにより話を聴くことができ、問題の深刻化を防げたという事例もあった。</p> <p>入所の際には利用のしおりを用いて、施設における他の入所者とのかかわり方などの注意点を伝えているものの、より具体的な例示などを用いて、分かりやすく伝える工夫を期待し</p>		

たい。		
A④	A-1-(2)-③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>定期的な母子面談を実施し、親子の状況把握、適切な助言や支援に努めている。</p> <p>母親がストレスをため込んで子どもへの対応に問題があると察知した際には、時間をかけて母親の気持ちを受容し共に考え、心理面のサポートをすると同時に子どもの権利を護るための支援を行っている。</p> <p>今後は子どもの権利ノート等をより積極的に活用し、子ども自身が自らの権利についての学習を深めたり、自身を守るための知識や方法について学ぶことができる機会を意識的に作って行くことが望ましい。</p>		
A-1-(3) 思想や信教の自由の保障		
A⑤	A-1-(3)-① 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>利用のしおりに「宗教」の欄を設けて信教の自由及び他に対して無理な勧誘等をしないことを示している。</p> <p>これに該当する事例はこれまで2事例程であったが、本人と話し合っ得る判断をサポートしている。</p> <p>開設以来、特段の問題は発生していなかったとの認識であったが、多様な場面を想定した対応の検討など利用のしおりの内容の充実を期待したい。</p>		
A-1-(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮		
A⑥	A-1-(4)-① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>母の会を年間4回開催する等して交流の場づくりに努めているが、企画・進行等は職員主導であり、母親の主体的かかわりを導き出すには至っていない。</p> <p>また、外部団体が実施する親子キャンプなどを活用して、それぞれがやりたいことを活動の中で実践できるよう機会の提供をしている。</p> <p>行事企画については、アンケートを実施し、希望を出来る限り反映できるようにしているが、限定的な範囲にとどまっていることから、今後は施設独自においても社会性や主体性が育まれる活動の企画・運営がなされることを期待したい。</p>		
A-1-(5) 主体性を尊重した日常生活		
A⑦	A-1-(5)-① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所時には今後どのような生活をしたいか母親と共に目標を立て、優先順位をつけてステップを踏みながら目標達成できるよう支援している。</p> <p>課題解決や目標達成が困難な状況になった場合には、随時母親面談、ケース検討を開催し</p>		

<p>て本人の思いに沿った支援に職員全員で取り組んでいる。</p> <p>受験を控えている子どもに対しては学習室の時間延長を例外的に認める等、柔軟に対応し子どものやる気をそがない施設運営に努めているものの、母親、子どもの強みを見極め、支援につなげていく視点が弱いと認識していることから、更なるエンパワメントの支援に取り組むことを期待したい。</p>		
A⑧	A-1-(5)-② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	③・b・c
<p><コメント></p> <p>行事の企画・運営については、アンケートの回答や日頃の課題などを反映させた目的を設定して実施している。お弁当作りに苦手意識のある母親からの要望に基づいて実施したお弁当作り体験ではボランティアを活用し、子どもの預かり等して参加しやすい場づくりを行っている。</p> <p>また、行事終了後には必ず振り返りの場を持っており、評価を行い、次の実施に際して参考にすべき事などがらなど整理している。</p>		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑨	A-1-(6)-① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	a・③・c
<p><コメント></p> <p>退所時にはケア会議を開催し、退所後の生活を安定させていくための方法や、関係機関を含めた支援体制について話し合っている。退所後の相談も受け付けることを口頭で伝えることや、退所後に施設行事に参加できるような工夫も行っている。</p> <p>退所後に施設から電話して様子を伺ったり、必要に応じて訪問するなど、細かに支援しているものの、支援計画という位置付けで実施しておらず、計画書の作成等に至っていない。</p> <p>退所後の生活の安定を支援するためにも体系的に支援を組み立て、意識的に記録し、母親にも共有できる計画書様式を整えることを期待したい。</p>		

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		
A⑩	A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a・③・c
<p><コメント></p> <p>母親や子どもから表出された分かりやすい課題や顕在化した課題については、同行支援や代弁、関係機関との情報共有や連携など細かく丁寧に対応がなされていて、その結果として自立生活支援につながっている。</p> <p>アセスメント様式も一定整備されているものの、母親と子どもを別個の個人としてアセスメントする視点が必ずしも十分とはいえず、母親中心となりがちの現状がある。生活ニーズに対する支援が行われているものの、専門性を備えた支援には至っていない面もあり、一層</p>		

専門性を向上させる取組を期待したい。		
A-2-(2) 入所初期の支援		
A⑪	A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>入所直後から何でも相談してもらえる信頼関係づくりを心掛けた面談を行い、アセスメントを実施している。時間をかけてじっくりと話をすることで様々な心理的な不安も聴き取り、必要に応じて関係機関との連携を図っている。</p> <p>施設職員としては、入所してきた子どもたちにとっては支援者であると同時に祖父母としての役割も果たして行きたいとの思いを持っており、子どもの安全な遊び場の提供や困ったことを言いやすい関係、言えない子どもへの声かけ等して心理的安定にも努めている。</p>		
A-2-(3) 母親への日常生活支援		
A⑫	A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>母親の成育歴や生活歴によっては基本的な生活習慣を維持することが困難であったり、家事・育児などが適切に行えないなど各人が様々な生活課題を有している。生活費のやりくりを一緒に考えたり、家計簿の付け方を教えるなど課題に応じて個別具体的な支援を行っている。職員に看護師もいることから感染症対策情報を提供する等にも取り組んでいる。</p> <p>また、障がいのある子どもに対して親がどの様に対応すれば良いか等については、専門の学識経験者や障がい分野の相談員、病院のセラピスト等からの情報提供や助言なども得ながら、子どもへの支援と母親への支援に取り組んでいる。</p>		
A⑬	A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>定期的な母親面談の他、日頃からの声かけにより不安や悩みの早期発見に努めていて、母親の思いの傾聴や共に考えていく姿勢で臨んでいる。通路の角にベンチを設置する等して、タイミングを逃さずに話を聴くことができる環境を作っている。母親の状況に応じて子どもの預かりや送迎、子どもの寝かしつけの支援を行う等して母親の心身の休養や負担軽減へ向けた支援を行っている。</p> <p>また、関係機関や親族との情報共有や連携も積極的に行い、関係者・機関の協力を得ながらニーズへの対応を行っている。</p>		
A⑭	A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>本人自ら困りごとの発信が上手くできない母親もいることから、観察や声かけをすることで細かく丁寧に状況把握を行っている。異変に気付いた時には対話を通して状況把握に努め、職員で対応できるか、専門機関に相談すべきか等についても職員会議等で協議して対応して</p>		

<p>いる。</p> <p>対人関係の改善がすぐに達成できない場合においても、職員に気にかけてもらっていることや、何でも聞いてもらえる関係が出来ていることが母親や子ども達のエンパワメントにつながっている。</p>		
<p>A-2-(4) 子どもへの支援</p>		
A⑮	A-2-(4)-① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>年2回の発育測定や医師の検診などを実施したり、子ども面談の際には基本的な生活習慣の達成について子どもと職員とが話し合いながらチェックするなどして、発達や発育に関して状況を確認する仕組みを持っている。また「児童健康票」を活用して予防接種の未接種状況を把握し、母親に対して接種を促す等している。</p> <p>母親がメンタル面で課題を持っている場合などは、母親の精神状態によって子どもへの接し方が大きく変わることから母親の受診勧奨等を行っているものの、十分な対応に至っていない場合もある。母親の心理状態が子どもの成長に影響を与えることも鑑み、今後は関係機関や親族等の協力のもと、子どもへの支援が充実することが望まれる。</p>		
A⑯	A-2-(4)-② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	㉕・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭環境から居室で勉強できないといった課題を抱えた子どもには、学習室の利用時間を延長するなど柔軟な対応をしたり、学習ボランティアの導入を本人と話し合っ決めて決めるなどの支援を実施している。</p> <p>経済的な課題を持っている家庭については負担軽減のための各種制度や生活福祉資金の貸付など情報提供を行っている。</p> <p>また特別支援学校へ入学するために必要な手帳取得や学校見学のための学校との連絡調整などについても母親のサポートを行うことで、子どもに応じた教育環境を得る支援を行っている。</p>		
A⑰	A-2-(4)-③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、母親と子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>入所してきた子どもたちは他者との関係づくりに心理的抵抗や課題を持つことがあるため、子どもと職員との信頼関係づくりに配慮している。</p> <p>母親と子どもとの関係においても問題が発生し、けんかに関与する場合もあるが、その中に入って互いの思いを聴き整理することを手伝える支援に努めている。</p> <p>実習生やボランティアの受け入れを通して人との関係づくりを支援しているが、専門的なプログラムの構築やグループワークなどの取り組みを採用するまでには至っていない。今後は学識経験者から助言を得るなどして、子どもたちの社会性の向上、関係づくりの支援となる実践に取り組むことが望ましい。</p>		
A⑱	A-2-(4)-④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正し	a・b・㉖

	い知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	
<p><コメント></p> <p>母親については、性のことや異性関係で問題となることはあったが、施設開設以来、子どもと性の話をすることについて必要のある場面が存在しなかったこともあり、具体的取組や支援の経験はない。</p> <p>今後は、その必要性が発生する状況に備えて、まずは職員間でこの問題に関する認識を高めていくための学びの場をもつことや、他施設での取り組みについて情報収集などを期待したい。</p>		
A-2-(5) DV被害からの回避・回復		
A⑱	A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法定職員数を超えた採用をし、24時間対応できる体制整備に努めており、緊急受け入れ時の対応手順なども整備している。不審者対策マニュアルも作成しており緊急的対応への備えもできている。</p> <p>様々な自治体からの要請に応じて入所者の受け入れを実施しているものの、緊急一時保護や一時保護委託入所については、特定の自治体のみに限られている。</p> <p>県内の母子生活支援施設の設置状況から、今後、他市町村からの緊急保護要請も想定されることから、迅速な対応が可能となるよう行政機関と協議する等の事前準備を期待したい。</p>		
A⑳	A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法的対処が必要なケースについては、その手続きについて職員から説明を行ったり、関係機関を交えたケース会議を開催して協議する場を持ったりしている。更に、専門職や専門機関を訪問する際には同行・同席したり、必要に応じて代弁する等の支援を行っている。</p> <p>夫からの連絡を避けるための郵便物配送先変更手続き等についても支援し安全、安心をサポートしている。</p> <p>法的手続きについては内容の理解が難しい上に判断に迷うこともあり、気持ちが揺れることも多々あることから、その気持ちの変化に寄り添い、じっくり本人が考えられるよう支援している。</p>		
A㉑	A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>関係機関からの情報提供を受け、本人の心理状態や専門医療機関等とのかかわり方などに応じて対応するよう工夫している。ストレートに真意を発信できずに抱え込んだ状態の母親に対しては、面談を重ねる中で不眠を訴えるようになった段階を一つのタイミングとしてとらえて専門医の受診につなげるなど本人の状況に応じた支援を行っている。</p> <p>母親と話し合う機会あるごとに「守るよ」と言うことを常に伝えるようにしているが、施</p>		

<p>設の構造や各種セキュリティー機材の設置も安心感につながる要因にもなっている。</p> <p>今後は、自助グループや支援団体の活用なども併せて導入し、支援の幅が広がって行くことを期待したい。</p>		
<p>A-2-(6) 子どもの虐待状況への対応</p>		
A⑳	A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設開設以来、数件の事案がありそれぞれ出来る限りの情報収集に努め記録している。被虐待経験のある子どもが非常に信頼を寄せていた職員が退職した後も、当該職員にボランティアとしてかかわってもらうなどして子どもの心理面をサポートする等の取組も行われている。</p> <p>被虐待経験から起こってきたと思われる入所中の子どもたちの心の動きや行動のエピソードは記録に残している。子どもの心理状態を受け止めようとする職員の姿勢はうかがえるものの、専門性を持ってどのように対応したかが確認できなかった。</p> <p>今後は被虐待児の支援に関する専門性を高めていく研修の実施や専門家からの助言を得る体制づくりなどに取り組むことが望ましい。</p>		
A㉑	A-2-(6)-② 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの連れ戻しが予測されるケースの場合など、母親の了解のもと、父親の写真を幼稚園や学校に予め渡して子どもを守ってもらう等、連携して子どもの保護に努めている。</p> <p>また、児童相談所をはじめ、教育、福祉、医療等関係機関とは事例の状況に応じて情報共有や連携強化に努めており、随時のケース会議を開催するなどしている。関係機関との連携においては、子どもの思いや母親の発信しづらい思いを代弁する等して権利擁護を実践している。</p>		
<p>A-2-(7) 家族関係への支援</p>		
A㉒	A-2-(7)-① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月の定例面談と3か月に1回の自立支援計画の見直しその他、随時の面談を母子個別に実施している。その中で、母親の心の動きは言語化されることで一定程度把握でき、必要に応じて支援に結び付けている。</p> <p>ただし、子どもの本心を聴き取ることの難しさを感じており、十分に相談に応じることができているか常に自問しながら支援に取り組んでいることから、今後は子どもの心に寄り添った支援を実施できるよう、専門職をアドバイザーにむかえ支援の振り返りを行う等の更なる工夫を期待したい。</p>		
<p>A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、母親と子どもへの支援</p>		
A㉓	A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	㉓・b・c

<p><コメント></p> <p>障がいや精神疾患等のために配慮を要する場合には、行政やそれぞれの専門機関と連携しながら目標に近づくための方法を検討している。</p> <p>就労を希望している母親に対しては、その特性に応じて就労継続支援A型事業所の利用を勧め、社会活動に安定して関われる環境を提供している。</p> <p>学校に行くための身支度に課題がある子どもに対しては写真付きの身支度スケジュールを用意して、自分で出来るようサポートするなど、きめ細かなサポートを実践している。</p>		
A-2-(9) 就労支援		
A②⑥	A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>本人の意向や世帯状況を考慮した目標設定となるように思いや課題を整理しながら丁寧な面談を行っている。就労に関する目標設定が出来たら、それに必要となる要件を満たすための情報提供や、履歴書の書き方、服装への相談などにも応じると共に、自動車運転免許取得や資格取得ができるよう保育のサポートを実施している。母親はその支援を受けることによって支えられ感を実感し、自立への意欲を強めている様子も確認された。</p> <p>今後母親の就労支援を行う上で、子どもへのサポートがどの様に必要となるかも確認しながら、補完保育や病後児保育、学童保育などの取組の可能性について検討することを期待したい。</p>		
A②⑦	A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>障がい特性故に就労継続困難なケースもあるが、日頃からの気軽に相談できる関係づくりが母親と職員との信頼関係の構築に結びついており、職場での悩み事を受容するなど伴走型の支援により就労を継続できている事例も多い。</p> <p>また、法人として就労継続支援A型事業所を運営していることから、必要な利用者には福祉的就労の場を提供するなど、生活の安定に向けた取組が実践されている。</p>		